

	意見の概要	考え方
1	<p>再委託「ありき」とならないよう、相当の事由が無ければできないよう厳しい規制をかける必要があるのではないか。また、再委託された業者が不適正処理を行った場合、再委託した者は当然のこと、統括的処理責任を負う当該市町村も、その処理責任が追及されることを明確にするべきではないか。</p>	<p>改正後においても、市町村は、原則として、自ら又は委託により一般廃棄物を処理しなければならないこと、また、市町村が処理責任を負わなければならないことに変更はありません。</p> <p>今回の改正は、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に資するため再委託を可能とするものです。また、再委託が行われる場合においても、適正な処理を確保するため、再委託基準の遵守を徹底するよう、地方自治体に呼びかけてまいります。</p>
2	<p>再委託を認めると、元受けの利益分などにより、処理のための直接の経費ではない部分が出るため、トータルで見ると税金の使われ方として効率が良くないので、認めるべきでない。災害時の規制緩和としては、市町村の契約事務の簡素化など別の方法を考えるべきである。</p>	<p>今般の一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準の改正は、「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて」（平成27年2月、巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会取りまとめ）において、迅速な処理を確保するための契約事務手続の簡素化の一方策として再委託が有効である旨提言されたことを受けたものです。</p> <p>再委託の活用により、非常災害時において、廃棄物の適正な処理を確保しつつ、市町村の事務負担を低減することができるものと考えています。</p>